

令和4年度 事業計画

社会福祉法人 平和の聖母

社会福祉法人平和の聖母

令和4年度 事業計画

1 法人理念および基本方針

かけがえのない尊厳ある人が集い、共に安らかに暮らし、共に学び成長し、共に働き喜び、聖母マリアのようにカトリックの愛の精神に根ざした社会福祉の開花を目指します。

1. 私たちは、一人ひとりの可能性と持てる力に応じた暮らしを支援し、家庭生活と社会生活のあらゆる面への参画に共にチャレンジします。
2. 私たちは、人と人との交わりや助け合いを通して、自己と他者が共に成長していく社会福祉の仕事に誇りを持ち、感謝します。
3. 私たちは、より効果的で人道的な経営を探求し、地域福祉を展開することで、広く共通善に貢献します。

平和の聖母の祈り

わたしたち法人の名前をいただいた平和の聖母
人と人との平和を目指し
わたしたちがつねに
苦しむ方々、悲しむ方々、社会的に弱い立場の方々に心を合わせ
平和のために奉仕することができますように
また、わたしたち自身も
弱さのうちに生きる者であり、平和の聖母のご保護のうちに
歩み続けていくことができますように

2 令和4年度事業計画における計画策定の背景と目的

世界的な流行が続く新型コロナウイルス感染症（COVID19）は、ウイルスの変異を繰り返し、未だ日本全国に広くまん延している。現在、第6波の感染状況は減少傾向ではあるものの、久留米市内においても多くの保育施設や学校、社会福祉施設でクラスターが発生し、全く予断を許さない状況である。本法人も例外ではなく、外部で職員が感染する事例が発生し、施設内への感染拡大をどうにか防いでいるといった状況である。そのような中、今年度から段階的に義務化される、高齢者虐待防止および障がい者虐待防止のさらなる推進、身体拘束等の適正化の推進、感染症および災害への対応力強化を図るための業務継続計画（BCP）の策定等に取り組んで行かなければならない。同時に働き方改革を進め、介護職員等への処遇改善を進める必要がある。感染症対策に取り組みつつ、一方で業務改革を進めなければならないが、世界に目を向ければ、ロシアのウクライナへの侵攻により、多くの犠牲者が出ていることも忘れてはならない。我々、社会福祉法人は誰一人取り残さない世界を地域の中で実践していく必要がある。

これらを踏まえ、カトリック的理念に基づく社会福祉法人として、より良い地域社会の実現に向けて今年度の事業計画を策定する。

3 令和4年度事業計画における重点項目

(1) 利用者等への虐待防止にかかる取り組みの再徹底

利用者等への虐待については全国的にも、また久留米市内においても未だ事例の報告が後を絶たない。法人内においては、虐待の防止、身体拘束等の禁止については、既に、高齢および障がいの特性に応じた対応方法等の研修等、各種の取り組みを実施しているが、今般の介護保険サービスおよび障がい福祉サービスにおける運営基準の改正に基づき、それらを遵守し、改めて法人内における取り組みの再徹底を図る。虐待の始まりは接遇マナーや言葉遣いの乱れに始まることが多いことから、法人の職員は、人が人として存在していることに価値があるという、人間尊重を基本姿勢とし、介護の専門家としての自覚を持ってケアにあたる。

(2) 業務継続計画（BCP）の作成と見直しの継続

令和3年度の報酬改定で業務継続計画（BCP）の作成と定期的な研修と訓練が3年間の経過措置期間において義務付けられた。解釈通知によると研修や訓練を定期的を実施し、それを記録しなければならない。BCPは今後2年間努力義務とされているが、本法人は今年度から自然災害BCPと感染症BCPを作成し、定期的な研修と訓練を行っていく。BCPは完成形がなく、個人が一人で作りこむものではないため、多くの職員が参画し、議論をすることで実効性のあるものを作り上げていく。

(3) 新型コロナウイルス感染者の発生を最小限に抑える

新型コロナウイルスは世界中で変異を繰り返し、我が国においても、感染者を出さないということが不可能な状況になった。本法人が運営する施設においても例外ではなく、同居家族が感染し、濃厚接触者となり出勤予定の職員が拘束される事態を想定しておく必要がある。クラスターの発生を防ぐために、ワクチンの追加接種、定期的なPCR検査の実施、抗原検査キット確保等と合わせ、すべての人は伝播する病原体を保有しているという考え、標準予防策（スタンダードプレコーション）を職員と利用者および家族等に周知していく。

(4) 職員のさらなる処遇改善への取組

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）に基づく、処遇改善支援補助金および福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を利用し、手当を支給する。ただし、この手当の支給は、これらの支援補助金制度が9月までの定められた期間となっており、10月以降は介護職員等ベースアップ等支援加算等として加算に移行することが検討されているため、その際は速やかに取得し、職員の処遇改善に充てるものとする。また、改正育児・介護休業法においても出生時育児休業の創設や育児休業取得状況の公表が義務化されることから、これらについても適切に対応していく。

(5) アルコール検知器の使用と記録の徹底

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、令和4年4月1日から（アルコール検知器の使用に係る規定については10月1日から）安全運転管理者の義務が拡充される。本法人においては通所事業および訪問事業等に安全運転管理者の配置義務があるため、これらについて適正に対応する必要がある。よって4月から先んじてアルコール検知器を使用し、運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無を確認することを徹底していく。当該記録は1年保管する義務がある。

4 各事業における重点項目

(1) 障がい者支援施設ウェルフェアマリア

令和3年版障がい者白書では施設入所者における身体障がい者の割合は1.7%、精神障がい者7.2%、知的障がい者12.1%となっており、特に知的障がい者の施設入所の割合が高い。当施設利用者の現状は、旧制度の重度身体障がい者授産施設から継続して入所されている65歳以上の方が過半数を占め、その全員が身体障がい者である。一方、昨今の施設への入所希望者は難病、視覚障がい、強度行動障がい、精神疾患を重複されている方など多岐にわたり、強度行動障がいのある方が在宅で家族の支援により生活を継続している事例が多く、その家族の高齢化が問題化している。よって当施設のスタッフは意思疎通ができる利用者支援だけでなく、知的障がい、精神疾患、認知症の利用者への支援の専門性を高めていく必要がある。また、福祉サービス事業所の虐待や身体拘束は、職員目線の支援に偏りがちで過ちに気付きにくく、少しずつエスカレートしていくとされていることから、今年度より義務化される「障がい者虐待防止の推進」および「身体拘束等の適正化の推進」をこれまで以上に実践していく。

(2) ケアハウスメゾンマリア

地域貢献活動の再開については、流動的な状況下、地域のニーズが高いことを踏まえ柔軟な対応を視野に入れる。ただし、その手法や形態を多様化させる必要があるため、地域との連携をもとにニーズを再調査しながら事業の継続性に目を向ける。運営面では満床稼働を維持し、二人部屋の営業活動も継続する。加えて、退居後の生活環境への不安が高まる中、併設するグループホームの入居は確約できない状況となっている。そのため、日常の支援と合わせて、ACPツールを通じて得たニーズを軸に、移行先を開示できるよう集約する。BCP策定においては、非常災害時にも適切に事業運営できるよう、定期的な見直しを図る。ここ数年の懸念事項である修繕関係については、優先順位を定めながら対応する。

(3) デイサービスセンターメゾンマリア

前年度の実績を踏まえ、利用者獲得を最優先項目とする。営業活動の見直しにあたり、他社とは一線を画したアピールポイントを確立させ、定型化し頻度を上げる。合わせて、既存利用者から波及できるよう、関係機関等への関わりを細やかにすることで事業所イメージを高める。それらに付随して、数値目標を具体化し事業所全体で共有する。新たなアピールポイントの確立は、サービス満足度にも直結するため、個別ニーズへの対応を軸に積極展開することで収益アップを図る。また、感染症関連では、他のサービスと比べ発生リスクが高いため、対策を徹底すると共にあらゆる発生ケースを想定したBCP策定に着手する。

(4) メゾンマリアホームヘルプサービス（訪問介護・障がい福祉サービス）

サービス提供責任者2名体制のもと、訪問介護員の増員が見込めるが充足には至らない。利用ニーズが多い中、対応できない状況は続いており、サービス提供責任者主体の訪問体制にも限界があるため、引き続き増員を働きかける。他事業に比べ収支バランスの保持が容易ではないため、限られた人員でいかに効率的に稼働させるかが求められる。また、昨今より福祉サービス全般でICT化が推進されている。本事業においても業務の簡素化による稼働数アップ等の効果が期待できるため、今後の方向性を定める上でも検討していく。ただし、導入には助成金等の活用が必須となるため、運用方法始め通知等の情報収集を図る。BCP関連では、欠員が及ぼす影響が大きいため、適切な計画と共に個々が多様なケースに対応できる準備を進める。

(5) メゾンマリアケアサポート

定員に近い稼働でも収支の安定化は依然厳しい状況であるため、利用者数の変動を最小限に留め、前年比増の収入を目標数値とする。収支改善策の一つとして、実務者の増員による加算算定が挙げられる。人員確保の課題もあるが、今後の事業展開を見据える上でも情報収集を進める必要がある。加えて、ICT化及び実務者とは別の人員を配置することで、定員を上回る受け入れが可能となるため、この点も今後の検討事項とする。サービス面では、コロナウイルス感染予防からの閉じ込めを始め、認知症の進行による介護保険サービスの相談が増加傾向にある。これらは自立維持の阻害要因にもなっており、ケアプランの重要性が一層高まっている。ニーズに沿いながら状態改善に繋がるよう、多様な視点を以ってその精度を上げる。

(6) グループホームメゾンマリア

事業実績については前年度と同様の実績を維持し、状況に応じて加算算定を推進する。待機者は一定数確保できているが、申し込みについてはここ数年微増に留まっているため、今後に向けて外部への働きかけを図る。併設事業と同様にBCP策定が義務付けられるため、特に感染症関係については実態に沿った内容とし、新たな基準及び遵守事項を全体で共有する機会を設ける。サービス面では、全般的な業務効率化を図ることで、ニーズの実現に繋げると共に、ケアの総合力アップに向けた技術研修の頻度を増やす。また、今年度は指定更新の年度となる。これまでの事業運営の振り返りの機会と捉え、適切に対応できるよう随時準備を進める。

5 法人運営

(1) 理事会・評議員会等の開催

実施月	理事会	評議員会	備考
6月9日	令和3年度事業報告及び決算報告		
6月24日		令和3年度事業報告及び決算報告	
11月10日	令和4年度補正予算		
11月18日		令和4年度補正予算	
3月	令和5年度事業計画・予算		
3月		令和5年度事業計画・予算	

(2) その他法人運営に関する事項

実施月	内容	対象	開催地
5月26日	令和3年度決算に係る監事監査	監事	メゾンマリア
8月	苦情解決第三者委員会	第三者委員	メゾンマリア
毎月	法人運営管理委員会	理事長・管理者	メゾンマリア

6 地域貢献活動

実施月	内容	対象	開催地
—	ウェルカムメゾンマリアバザー	金丸校区	メゾンマリア
毎月	メゾンマリアキッズクラブ	小学生	メゾンマリア
毎月	くるめクリーンパートナー	地域住民	久留米市
通年	障がい者雇用の促進	障がい者	法人
適宜	ふくおかライフレスキュー事業	地域住民	久留米市
適宜	各種地域行事への協力	地域住民	久留米市

※新型コロナウイルス感染状況を最優先し、開催時期を検討する。